**第９号様式**　　　　　 　 　　　　　　（表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 千葉市就職準備金貸付返還免除申請書  年　　月　　日  社会福祉法人  千葉市社会福祉協議会会長　殿  貸付決定番号　第　　　　　　号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 【借　受　人】  住　　 　 所　〒  氏　　 　 名 　　 ㊞  ※自署の場合、押印を省略できます。  　 自宅の電話番号　　　　　　（　　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 携帯電話番号　　　　　　　（　　　　　）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 メールアドレス　　　　　　　　＠  【連帯保証人】  住 所　〒  氏　　 　名 　 　㊞  ※自署の場合、押印を省略できます。  下記のとおり、就職準備金貸付の返還の免除を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。  記   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 従事先保育所等名 | |  | | | | | | | | | 貸付けを受けた期間 | | 年　　　月から　　　年　　　月まで | | | | | | | | | 貸付けを受けた金額 | |  |  |  |  |  |  |  |  | | 免除を希望する金額 | |  |  |  |  |  |  |  |  | | 該当事項 | １　保育士として、実施要綱第１３条第１項（４）に定める期間引き続き保育士業務に従事したため  （実施要綱第１３条第１項（４）該当）  ２　保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由による死亡又は心身の故障により、勤務を継続できないため  （実施要綱第１３条第２項該当）  ３　業務外の事由により、死亡、障害又は自己破産し、債務整理等を経てもなお残債務の履行ができないため  （実施要綱第１４条第１項（１）該当）  ４　災害等やむを得ない事由により、実施要綱第１３条第１項（４）に定める期間引き続き保育士業務に従事することが困難であるため  （実施要綱第１４条第２項（３）該当） | | | | | | | | |   （注）１　金額を記入する欄には、先頭に￥マークを記入してください。  　　　２　該当する事項に〇をしてください。  　　　３　該当事項及び添付書類については、裏面を参照してください。 |

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏）

|  |
| --- |
| ○該当事項（千葉市保育士修学資金等貸付事業実施要綱抄）  第１３条　返還の債務の当然免除  １　市社協会長は、次のいずれかに該当することとなったときは、修学資金等の返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下「残債務」という。）の全部を免除するものとする。ただし、第９条第１項（１）エ、（２）ウ、（３）ウ又は（４）ウの規定により修学資金等の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。  （３）未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付  貸付対象者が２年間引き続き市の区域内の保育所等において週２０時間以上児童の保護等に従事したとき。  ２　市社協会長は、第４条（１）、（３）、（４）の貸付対象者、又は第４条（２）の貸付対象者が雇用した保育補助者が、本条第１項に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、残債務の全部を免除するものとする。  ３　本条第１項の（１）、（３）、（４）に定める引き続き従事する期間（以下「従事期間」という。）　について、次のとおり定めるものとする。  （２）本条第１項の（１）、（３）、（４）に定める従事期間について、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなすものとする。ただし、この場合においては、当該業務従事期間に算入しないものとする。  （３）本条第１項の（１）、（３）、（４）に定める従事期間について、従事先施設等における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、市の区域外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。  第１４条　返還の債務の裁量免除  １　市社協会長は、次のいずれかに該当することとなったときは、残債務の全部を免除できるものとする。ただし、第９条第１項の（１）エ、（２）ウ、（３）ウ又は（４）ウの規定により修学資金等の貸付契約が解除された場合は、この限りではない。  （１）第４条（１）、（３）、（４）の貸付対象者が死亡、障害又は自己破産により、債務整理等を経てもなお残債務の履行ができなくなったとき。  ２　市社協会長は、次のいずれかに該当することとなったときは、残債務の一部を免除できるものとする。  （３）第４条（３）、（４）の貸付対象者が、１年以上引き続き市の区域内の保育所等において週２０時間以上児童の保護等に従事したときであって、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により第１３条第１項の（３）、（４）に定める期間中引き続き従事することが困難であると認めるとき。ただし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情が無く恣意的に退職した者等を除く。  添付書類  １　実施要綱第１３条第１項（４）に該当する者  当該従事先保育所等の業務従事届（第１４号様式）  ２　実施要綱第１３条第２項に該当する者  当該事実を証明する書類（労働災害の認定を証明する書類、死亡診断書、障害者手帳等）  ３　実施要綱第１３条第３項の特例を受けようとする者  当該事実を証明する書類（当該従事先保育所等の業務従事届（第１４号様式）、罹災証明書、医師の診断書等）  ４　実施要綱第１４条第１項（１）に該当する者  当該事実を証明する書類（死亡診断書、障害者手帳、免責決定通知書等）  ５　実施要綱第１４条第２項（３）に該当する者  当該事実を証明する書類（当該従事先保育所等の業務従事届（第１４号様式）、罹災証明書、障害者手帳等） |